

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 28 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: 2018 Amendments to MLC, 2006

Date: 22 September 2020

2018年海上労働条約(MLC,2006)改正は本年、2020年12月26日に発効予定です。

この改正で船員が海賊或いは武装集団によって拘束・拉致された場合もその船員雇用契約(給料及び権利を示したものを)を継続する事を求めています。(該当船員の)船員雇用契約は(該当船員の)拘束が解かれる、又は事件終結まで有効でなければなりません。

弊局は、上記改正を弊局発行、海事規則(MI-108) 7.45.1 項に以下の様に取り入れています:

- マーシャルアイランド籍船船主は、2018年海上労働条約(MLC,2006)改正の発効日以降にサインされる船員雇用契約書(SEA)及び適用される団体交渉協定に 2018年海上労働条約(MLC,2006)改正を含まなければならない;
- 2018年海上労働条約(MLC,2006)改正は必ずしも DMLC Part I を変えるものではない。従って(この改正により)新たに DMLC Part I を発行する必要はなく、(弊局は再発行を)行わない;
- DMLC Part II の改正について、現時点では認定団体(RO)よりその提出を求めない。RO は 2018年海上労働条約(MLC,2006)改正発効以降の MLC 審査で改正要求適合を確認。

上記改正を取り込んだ弊局発行、船舶通告書 MN No. 7-052-2 「海上労働条約(MLC, 2006)下に於ける船員の船上最長勤務(時間)」及び船舶指針 MG No. 7-45-1 「船員雇用契約指針」も合わせてご参照下さい。

本船舶安全通知書は延長、廃版、取り消し等の特記がない限り発行後1年間のみ有効とします。

MSA No. 28-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします